9　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。
(a)　仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（その付託の日の後三十日以内に送付する。）
(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し
10　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。
11　仲裁裁判所は、次の事項についてのみ裁定を下すことができる。
(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断
(b)　違反があった場合には、次のi又はiiに規定する救済措置のいずれか一方又は双方
(i)　損害賠償及び適当な利子
(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。
仲裁裁判所は、この協定及び適用される仲裁規則に従い、費用及び弁護士の報酬についても裁定を下すことができる。
12　紛争締約国は、次に掲げる情報を除くほか、4の規定により設置される仲裁裁判所に提出され、又は当該仲裁裁判所が発する全ての文書（裁定を含む。）を時宜を失することなく公に利用可能なものにすることができる。
(a)　業務上の秘密の情報
(b)　いずれかの締約国の関係法令により、特に秘密とされ、又は他の方法により開示から保護される情報
(c)　仲裁規則に従って不開示としなければならない情報
13　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（以下この条において「ニューヨーク条約」という。）の当事国において行う。
14　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。当該裁定は、執行が求められている国における有効な裁定の執行に関する関係法令及び関連する国際法（ＩＣＳＩＤ条約及びニューヨーク条約を含む。）に従って執行される。

第十九条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定のいかなる規定も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、自国の区域内における他方の締約国の投資家及びその投資財産に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。
(a)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置
(b)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。
(c)　この協定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。
(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理
(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護
(iii)　安全
(d)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置
2　この協定のいかなる規定（第十四条の規定を除く。）も、一方の締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。
(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置
(i)　戦時、武力紛争の時その他の自国内又は国際関係における緊急時にとる措置
(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置
(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

第二十条　一時的なセーフガード措置

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十六条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合
(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替に係る政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれがある状況にある場合
2　1に規定する措置は、次の全てのことを満たすものとする。
(a)　国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
(c)　一時的なものであり、かつ、事情が許す限り速やかに廃止されるものであること。
(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。
3　この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十一条　信用秩序の維持のための措置

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。
2　締約国が1の規定に基づいてとる措置は、この協定に適合しない場合には、この協定に基づく当該締約国の義務を回避するための手段として用いてはならない。

第二十二条　知的財産権

1　両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産の保護に関する制度の効率性及び透明性を促進する。この目的のため、両締約国は、一方の締約国の要請があった場合には、速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、他方の締約国の投資家の投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。
2　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
3　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって自国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第二十三条　租税に係る課税措置

1　この協定のいかなる規定も、3から5までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置には適用しない。
2　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、抵触する限りにおいて、当該租税条約が優先する。
3　第一条、第五条、第八条、第十三条及び第二十八条の規定は、租税に係る課税措置について適用する。
4　第十七条及び第十八条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する紛争について適用する。
5　次条の規定は、3の規定が対象とする限りにおいて、租税に係る課税措置に関する事項について適用する。